

# 資料7 日本赤十字社が取得する自動車に係る減免

## 1 減免の対象となる自動車

日本赤十字社が取得する自動車のうち、次に該当する自動車

- (ア) 救急自動車
- (イ) 血液事業の用に供する自動車

## 2 申請に必要な書類

提出書類	説明
自動車税環境性能割減免申請書 (その1)	
自動車検査証写し及び自動車検査証記録事項写し	有効期間内であること
運行の用途が ＜救急＞または＜血液事業＞の用 であることが確認できる書類	→緊急自動車の場合 県公安委員会発行の緊急自動車指定証の写し  →緊急自動車以外の場合 【例：運行計画書】 ・自動車の運行目的、用途、運行スケジュール、輸送対象等を 記入してください。(様式は自由です) ・事業の根拠となる計画等 (例：沖縄県献血推進計画) があれば添付してください。

## 7-3 申請期限

	申請期限	減免できる税目
新規登録による取得 (新車・中古車新規登録)	申告書を提出した日 (登録の日) から30日以内	環境性能割
移転登録による取得 (名義変更)		

※新規取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税(種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

【電話お問い合わせ窓口】

沖縄県税コールセンター TEL 098 - 943 - 5021

【申請受付窓口】

納税義務者の住所(県外法人については使用本拠地)によって異なりますので、裏面をご確認ください。

納税義務者の住所地 (県外の場合は、使用本拠地)	減免申請受付窓口
※新規登録に係る自動車税(種別割)と自動車税(環境性能割)の申請は従前どおり沖縄県自動車税事務所が減免申請窓口です。	
那覇市、糸満市、豊見城市 南城市、西原町、与那原町 南風原町、八重瀬町 久米島町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村 南大東村、北大東村	沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146
新規登録に係る 自動車税(種別割)および 自動車税(環境性能割)  浦添市、宜野湾市、北谷町	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620
沖縄市、うるま市、読谷村 嘉手納町、北中城村、中城村	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501
名護市、国頭村、大宜味村 東村、今帰仁村、本部町 恩納村、宜野座村、金武町 伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地(沖縄県宮古 合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1(沖縄県八重山 合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

電話お問い合わせ窓口： 沖縄県税コールセンター

TEL 098 - 943 - 5021

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: [https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001\\_jidousya\\_gaiyou.html](https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html)

沖縄県 自動車税 減免

検索